自動車競技に関する申請・登録等手数料規定

1981年 7月22日制定
1983年 5月10日改定
1986年10月23日改定
1987年 1月 1日改定
1990年10月23日改定
1991年10月23日改定
1992年 1月 1日改定
1993年 9月 1日改定
1994年10月13日改定
1995年 4月 1日施行
1997年 2月 4日改定
1997年 4月 1日施行
1997年10月 3日改定
1998年 1月 1日施行
1999年 7月28日改正
2000年 3月28日改正
2000年 4月 1日施行
2000年 8月 1日施行
2006年 4月 1日改正施行
2008年 2月 8日改正施行
2010年 3月 1日改正施行
2010年10月 8日改正施行
2012年 2月 2日改正
2012年 4月 1日施行
2014年 1月30日改正
2014年 4月 1日施行
2019年 5月30日改正
2019年10月 1日施行
2021年 8月26日改正
2022年 1月 1日施行
2022年 5月27日改正
2022年11月11日施行
2022年 8月 2日改正
2022年 9月 1日施行

「自動車競技に関する申請・登録等手数料」の表示について

「消費税込の金額」を表示し、これにその内訳（本体価格＋消費税10％）を付記しています。

第１条　クラブおよび団体の登録申請料

ＪＡＦに登録申請を行うクラブおよび団体の加盟申請料および年度登録申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入された申請料については、加盟（昇格を含む）申請が認められない場合であっても加盟（昇格を含む）申請料は返還されない。また、登録を取り消された場合、年度登録申請料は返還されない。（国内競技規則４－２参照）

クラブ・団　体	種　別	申請料(円)	（本体価格	＋消費税(10%)）
準加盟クラブ	加　　盟	8,400	（7,636＋	764）
	年度登録	19,100	（17,364＋	1,736）
加盟クラブ	加　　盟	8,400	（7,636＋	764）
	年度登録	19,100	（17,364＋	1,736）
公認クラブ	昇　　格	96,000	（87,273＋	8,727）
	年度登録	138,800	（126,182＋	12,618）
準加盟団体	加　　盟	106,700	（97,000＋	9,700）
	年度登録	160,200	（145,636＋	14,564）
加盟団体	加　　盟	106,700	（97,000＋	9,700）
	年度登録	192,000	（174,545＋	17,455）
公認団体	加　　盟	213,400	（194,000＋	19,400）
	年度登録	373,600	（339,636＋	33,964）
特別団体	加　　盟	213,400	（194,000＋	19,400）
	年度登録	747,400	（679,455＋	67,945）

注１）準加盟クラブより加盟クラブ、加盟クラブより公認クラブ、準加盟団体より加盟団体および加盟団体より公認団体に昇格申請する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

注２）公認クラブより加盟クラブ、加盟クラブより準加盟クラブ、公認団体より加盟団体および加盟団体より準加盟団体に降格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

第２条　公認競技の組織許可料

ＪＡＦ公認の競技会の組織許可料は下表の通りとする（国内競技規則４－６条および自動車競技の組織に関する規定参照）。

競技の格式	種別	組織許可料(円)	（本体価格	＋消費税(10%)）
クローズド	レース	15,800	（14,364＋	1,436）
	その他	15,800	（14,364＋	1,436）
地方	レース	26,500	（24,091＋	2,409）
	その他	26,500	（24,091＋	2,409）
準国内	レース	63,900	（58,091＋	5,809）
	その他	58,600	（53,273＋	5,327）
国内	レース	106,700	（97,000＋	9,700）
	その他	69,300	（63,000＋	6,300）
国際（ＦＩＡ料金は別途納入）	レース	843,300	（766,636＋	76,664）
	その他	234,800	（213,455＋	21,345）
国際（ＦＩＡ主要選手権）（ＦＩＡ料金は別途納入）	レース	4,271,700	（3,883,364＋	388,336）
	その他	3,844,700	（3,495,182＋	349,518）

※その他＝ラリー、スピード競技

注）ＦＩＡ主要選手権とは、ＦＩＡ世界選手権とする。

第３条　スピード競技のクローズド競技開催届出料

スピード競技のクローズド競技については、第２条、第４条に定める組織許可料、スポーツカレンダーの登録等手数料は必要とせず、下記の開催届出料を必要とする。

内容	開催届出料(円)	（本体価格	＋消費税(10%)）
スピード競技のクローズド競技開催届出料	5,100	（4,636＋	464）

第４条　スポーツカレンダーの登録・変更・追加・取り消しおよび名称変更手数料

カレンダーにおける登録および日程・格式・車種・開催場所・競技会名称に関する変更・追加・取り消しおよび名称変更の手数料は下表の通りとする。

格式の変更は、申請書記載中の上位の格式で取り扱う。ただし、国内スポーツカレンダー登録規定第４条第５項に該当する場合は手数料は必要としない。

１．スポーツカレンダーの登録手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	（本体価格	＋消費税(10%)）
クローズド	――――	2,100	（1,909＋	191）
地方	レース	3,100	（2,818＋	282）
	その他	2,600	（2,364＋	236）
準国内	レース	6,900	（6,273＋	627）
	その他	3,100	（2,818＋	282）
国内	レース	19,100	（17,364＋	1,736）
	その他	6,900	（6,273＋	627）
国際（ＦＩＡ料金は別途納入）	レース	86,900	（79,000＋	7,900）
	その他	53,300	（48,455＋	4,845）

※その他＝ラリー、スピード競技

2．スポーツカレンダーの変更手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格	＋消費税(10%))
クローズド	――――	3,100	(2,818＋	282)
地方	レース	5,100	(4,636＋	464)
	その他	4,100	(3,727＋	373)
準国内	レース	7,400	(6,727＋	673)
	その他	5,100	(4,636＋	464)
国内	レース	21,700	(19,727＋	1,973)
	その他	12,700	(11,545＋	1,155)
国際（ＦＩＡ料金は別途納入）	レース	213,400	(194,000＋	19,400)
	その他	96,000	(87,273＋	8,727)

※その他＝ラリー、スピード競技

3．スポーツカレンダーの追加手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格	＋消費税(10%))
クローズド	――――	4,100	(3,727＋	373)
地方	レース	7,400	(6,727＋	673)
	その他	5,100	(4,636＋	464)
準国内	レース	8,400	(7,636＋	764)
	その他	7,400	(6,727＋	673)
国内	レース	27,000	(24,545＋	2,455)
	その他	19,100	(17,364＋	1,736)
国際（ＦＩＡ料金は別途納入）	レース	266,900	(242,636＋	24,264)
	その他	138,800	(126,182＋	12,618)

※その他＝ラリー、スピード競技

4．スポーツカレンダーの取り消し手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格	＋消費税(10%))
クローズド	――――	5,100	(4,636＋	464)
地方	レース	9,500	(8,636＋	864)
	その他	7,400	(6,727＋	673)
準国内	レース	12,200	(11,091＋	1,109)
	その他	9,500	(8,636＋	864)
国内	レース	33,100	(30,091＋	3,009)
	その他	24,000	(21,818＋	2,182)
国際（ＦＩＡ料金は別途納入）	レース	320,300	(291,182＋	29,118)
	その他	160,200	(145,636＋	14,564)

※その他＝ラリー、スピード競技

5．スポーツカレンダーの名称変更手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格	＋消費税(10%))
クローズド	――――	500	(455＋	45)
地方	レース	3,100	(2,818＋	282)
	その他	3,100	(2,818＋	282)
準国内	レース	3,100	(2,818＋	282)
	その他	3,100	(2,818＋	282)
国内	レース	10,500	(9,545＋	955)
	その他	10,500	(9,545＋	955)
国際（ＦＩＡ料金は別途納入）	レース	10,500	(9,545＋	955)
	その他	10,500	(9,545＋	955)

※その他＝ラリー、スピード競技

第５条　選手権カレンダー登録手数料

選手権のカレンダー登録申請を行う場合、第４条に定める登録手数料のほかに選手権競技カレンダー登録手数料を必要とする。１選手権部門ごとの登録手数料は下表の通りとする。

種　　別		登録手数料(円)	（ 本体価格	＋消費税(10%)）
全日本選手権レース		299,000	（ 271,818＋	27,182）
ＪＡＦカップ／トロフィーレース		1,067,900	（ 970,818＋	97,082）
地方レース選手権		19,100	（ 17,364＋	1,736）
全日本ラリー選手権		160,200	（ 145,636＋	14,564）
地方ラリー選手権		19,100	（ 17,364＋	1,736）
全日本スピード競技選手権		160,200	（ 145,636＋	14,564）
JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル		160,200	（ 145,636＋	14,564）
地方スピード競技選手権		19,100	（ 17,364＋	1,736）
ＦＩＡ選手権（ＦＩＡ料金は別途納入）	Ｆ１	1,922,200	（ 1,747,455＋	174,745）
	Ｆ１以外	1,281,600	（ 1,165,091＋	116,509）

第６条　グランプリタイトル登録料

ＪＡＦ公認のグランプリレースのタイトル登録料は下表の通りとする。

種　　別	登録料(円)	（ 本体価格	＋消費税(10%)）
Ｆ１グランプリタイトル登録料	8,543,600	（ 7,766,909＋	776,691）
ＪＡＦグランプリレース	3,737,700	（ 3,397,909＋	339,791）

第７条　サーキットまたはコース公認申請料

ＪＡＦ公認の競技を行うサーキットまたはコースは、ＪＡＦの公認を受けなければならない。
その公認料は下表の通りとする。（新規申請時のみ）

種　　別	公認申請料(円)	（ 本体価格	＋消費税(10%)）
国際サーキット（実費別途納入）	1,174,600	（ 1,067,818＋	106,782）
国内サーキット	587,200	（ 533,818＋	53,382）
その他の国際コース（実費別途納入）	266,900	（ 242,636＋	24,264）
国内スピード競技コース（１級～２級）	106,700	（ 97,000＋	9,700）
国内スピード競技コース（３級）	52,300	（ 47,545＋	4,755）

第８条　サーキットまたはコース許可証料

コース公認に当たっては新規・更新申請にも下表の許可証料を必要とする。
なお、サーキットにおいては設定されたコース毎に許可証料が必要となる。

種　　別	許可証料(円)	（ 本体価格	＋消費税(10%)）
国際サーキット（１年）（実費別途納入）	320,300	（ 291,182＋	29,118）
国際サーキット（３年）（実費別途納入）	913,000	（ 830,000＋	83,000）
国内サーキット（１年）	266,900	（ 242,636＋	24,264）
国内サーキット（３年）	760,600	（ 691,455＋	69,145）
その他の国際コース（実費別途納入）	128,100	（ 116,455＋	11,645）
国内スピード競技コース（１級～２級）（１年）	85,400	（ 77,636＋	7,764）
国内スピード競技コース（１級～２級）（３年）	243,500	（ 221,364＋	22,136）
国内スピード競技コース（３級）（１年）	41,800	（ 38,000＋	3,800）
国内スピード競技コース（３級）（３年）	119,400	（ 108,545＋	10,855）

第９条　査察料

申請者からの要請によるサーキットまたはコースの査察には査察料を必要とする。
その査察料は下表の通りとする。

種　　別	査察料(円)	（本体価格	＋消費税(10%)）
国際サーキット（実費別途納入）	373,600	（ 339,636＋	33,964）
国内サーキット	213,400	（ 194,000＋	19,400）
その他の国際コース（実費別途納入）	213,400	（ 194,000＋	19,400）
その他の国内コース	なし		

第10条　記録挑戦組織許可および記録証明料

１．記録挑戦組織許可料（公認料を含む）

種　　別	組織許可料等(円)	（本体価格	＋消費税(10%)）
世界記録挑戦（ＦＩＡ料金別途納入）	2,135,900	（ 1,941,727＋	194,173）
国際記録挑戦（ＦＩＡ料金別途納入）	1,067,900	（ 970,818＋	97,082）
国内記録挑戦	10,100	（ 9,182＋	918）

記録挑戦に立ち会うＪＡＦから派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

２．記録証明料

種　　別	記録証明料(円)	（本体価格	＋消費税(10%)）
世界記録（ＦＩＡ料金別途納入）	213,400	（ 194,000＋	19,400）
国際記録（ＦＩＡ料金別途納入）	106,700	（ 97,000＋	9,700）
国内記録	39,500	（ 35,909＋	3,591）
地方記録	21,200	（ 19,273＋	1,927）

第11条　競技参加者および運転者許可証料

種　　別	区　分	許可証料(円)	（本体価格	＋消費税(10%)）
国際運転者Ａ	新規・更新	14,800	（ 13,455＋	1,345）
	再　発　行	7,400	（ 6,727＋	673）
国際運転者Ｂ	新規・更新	12,700	（ 11,545＋	1,155）
	再　発　行	6,400	（ 5,818＋	582）
国際運転者Ｃ－Ｃ および　Ｃ－Ｒ	新規・更新	10,500	（ 9,545＋	955）
	再　発　行	5,100	（ 4,636＋	464）
国内運転者Ａ および　限定Ａ	新規・更新	4,100	（ 3,727＋	373）
	再　発　行	2,100	（ 1,909＋	191）
国内運転者Ｂ	新規・更新	3,100	（ 2,818＋	282）
	再　発　行	1,500	（ 1,364＋	136）
国際参加者	新規・更新	12,700	（ 11,545＋	1,155）
	再　発　行	6,400	（ 5,818＋	582）
国内参加者	新規・更新	6,400	（ 5,818＋	582）
	再　発　行	3,100	（ 2,818＋	282）

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

（注）上記料金は、2022年以降に有効なライセンスに適用され、発給申請が2022年１月１日以前に行われる場合、附則第１条に拘らずその申請時点から適用となる。

第12条　公認審判員許可証料

種　　別	区　分	許可証料(円)	(本体価格	＋消費税(10%))
審判員１級	新規・更新	5,100	(4,636＋	464)
	再　発　行	2,600	(2,364＋	236)
審判員２級	新規・更新	4,100	(3,727＋	373)
	再　発　行	2,100	(1,909＋	191)
審判員３級	新規・更新	3,100	(2,818＋	282)
	再　発　行	1,500	(1,364＋	136)

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

○公認審判員許可証を２種目以上併有の場合…最上級の許可証料を基本として計算し、２種目めより１種目につき500円（本体価格455円、消費税45円）を加算する。

第13条 エキスパートライセンス許可証料

種　　別	区　分	許可証料(円)	(本体価格	＋消費税(10%))
エキスパート	新規登録	31,900	(29,000＋	2,900)
	年度更新	15,800	(14,364＋	1,436)
	再　発　行	7,900	(7,182＋	718)

第14条　許可証推薦申請料

許可証推薦申請の場合には、第11条および第12条に定める許可証料のほかに許可証推薦申請料を必要とする。その申請料は下表の通りとする。

なお、すでに納入された申請料については、許可証推薦申請が認められない場合であっても返還されない。

種　　別	区　分	許可証料(円)	(本体価格	＋消費税(10%))
国際競技運転者許可証	A	35,200	(32,000＋	3,200)
	B	31,900	(29,000＋	2,900)
	C−C、C−R	28,800	(26,182＋	2,618)
国内競技運転者許可証	A	12,700	(11,545＋	1,155)
	B	9,500	(8,636＋	864)
公認審判員許可証	１級	22,400	(20,364＋	2,036)
	２級	6,400	(5,818＋	582)
	３級	4,600	(4,182＋	418)

第15条　競技役員の報酬

１．競技会の役務につく役員の報酬については、前もってオーガナイザーと当該役員とによって定めるものとする。ＪＡＦ公認の審判員（技術、計時、コース）は、１日当たりの報酬が次の額を超えないものとする。

ク　ラ　ス	報　酬　額
１級	8,000円まで
２級	6,000円まで
３級	5,000円まで

○ただし、監督の任務を行うものに対しては、9,000円まで増額支給することができる。

２．競技役員の役務につくための旅費、宿泊費、諸経費および役務遂行に必要とする器具、機材、装置などを当該役員によって提供される場合、その賃貸料については、オーガナイザーとの協議のうえ定めるものとする。（国内競技規則10－８参照）

第16条　罰　　金

国内競技規則にのっとって科せられる罰金は、1,000万円を超えないものとする（国内競技規則11－５参照）。

第17条　抗　議　料

競技会における抗議料は下表の通りとする。

競　技　の　格　式	抗議料(円)	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
国際競技の場合	106,700	（ 97,000＋ 9,700）
国内競技の場合	53,300	（ 48,455＋ 4,845）
準国内、地方、クローズド競技の場合	21,200	（ 19,273＋ 1,927）

（国内競技規則12－２参照）。

第18条　控　訴　料

控訴料は次の通りとする。

１．ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴

競　技　の　格　式	控訴料(円)	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
国際競技の場合	266,900	（ 242,636＋ 24,264）
国内、準国内競技の場合	160,200	（ 145,636＋ 14,564）
地方、クローズド競技の場合	106,700	（ 97,000＋ 9,700）

２．ＪＡＦのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴

内　　容	控訴料(円)	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	534,000	（ 485,455＋ 48,545）

（国内競技規則13－２参照）

第19条　抗議および控訴にかかわる費用

抗議および控訴に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者はその作業の費用全額を負担することを申請時に保証しなければならない。

この費用は、抗議または控訴が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者または、被控訴者が負担するものとする。

第20条　メディカルサーティフィケイト申請料

ＪＡＦ発給の国際競技運転者許可証所持者が、国際格式の競技会に参加するために必要な（国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項２.１.８）メディカルサーティフィケイトの申請料は下表の通りとする。

種　　別	申請料(円)	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
１件につき	8,400	（ 7,636＋ 764）

第21条　外国のＡＳＮ発給のライセンス取得のための証明料

ＪＡＦ発給の競技運転者許可証所持者が、外国のＡＳＮ発給のライセンスを取得するために必要な証明書（国際モータースポーツ競技規則９条３項）の申請料は下表の通りとする。

内　　容	証明書申請料(円)	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
１件につき	15,800	（ 14,364＋ 1,436）

第22条　車両公認申請料

１．国内申請

種　　別	区　分	申請料(円)	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
新　　型	基　本　型	213,400	（ 194,000＋ 19,400）
	割　増　料	2,100	（ 1,909＋ 191）
変　　型	基　本　型	85,300	（ 77,545＋ 7,755）
	割　増　料	2,100	（ 1,909＋ 191）
正常進化	基　本　型	85,300	（ 77,545＋ 7,755）
	割　増　料	2,100	（ 1,909＋ 191）

２．国際申請

種　　別	区　分	申　請　料
新　　型	基　本　型	上記国内申請料＋ＦＩＡ料金＋郵送料（実費）
	割　増　料	上記国内申請料＋ＦＩＡ料金＋郵送料（実費）
変　　型	基　本　型	上記国内申請料＋ＦＩＡ料金＋郵送料（実費）
	割　増　料	上記国内申請料＋ＦＩＡ料金＋郵送料（実費）
正常進化	基　本　型	上記国内申請料＋ＦＩＡ料金＋郵送料（実費）
	割　増　料	上記国内申請料＋ＦＩＡ料金＋郵送料（実費）

○国内基本料金および割増料に対する申請書の頁数を下記の通りとする。

申　請　内　容	基本料の頁数	
新　　型	1~16頁まで	基本料の頁数を超え１頁増すごとに割増料金
変　　型	2頁まで	
正常進化	2頁まで	

○国際変型、正常進化に対する割増料はＦＩＡ規定による料金。

注）再審議申請の場合はさらに国際申請料を徴収する。

第23条　ＪＡＦ登録車両申請料

ＪＡＦ登録車両規定による、登録車両の申請は国土交通省指定番号を基準として、下表の通りとする。

種　　別		申請料(円)	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
１件につき	特別団体以外	128,100	（ 116,455＋ 11,645）
	特 別 団 体	42,600	（ 38,727＋ 3,873）

第24条　計測用具、燃料、油脂、自動車スポーツ用品、部品等認定申請料

内　　容	申請料（円）	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
１件につき	277,600	（ 252,364＋ 25,236）

第25条

上記第22条、第23条、第24条の申請にかかわる査察、立合等のためＪＡＦから派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

第26条　講習会開設申請料および受講料

１．Ｂライセンス講習会

種　　別	申請料、受講料(円)	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
開設申請料　１件につき	3,600	（ 3,273＋ 327）
受講料　　１人　※	4,100円以内	(3,727円以内＋ 373円以内)

※ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。
　なお、ＪＡＦが主催する講習会の場合はこの限りではない。

２．Ａライセンス講習会

種　　別	申請料、受講料(円)	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
開設申請料　１件につき	6,900	（ 6,273＋ 627）
受講料　　国内Ｂ所持者および限定Ａ取得希望者　１人　※	21,200円以内	(19,273円以内＋ 1,927円以内)
受講料　　国内Ｂ非所持者	25,100円以内	(22,818円以内＋ 2,282円以内)

※ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

３．公認審判員講習会

種　　別	申請料、受講料(円)	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
開設申請料　１件につき	3,600	（ 3,273＋ 327）
受講料　　１人　※	12,700円以内	(11,545円以内＋ 1,155円以内)

※他の種目を同時に受講する場合は、１種目につき4,100円（本体3,728円、消費税372円）の割増とする。
　ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

４．国際ソーラーカーライセンス講習会※

種　　別	申請料、受講料(円)	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
開設申請料　１件につき	6,900	（ 6,273＋ 627）
受講料　１人　※	21,200円以内	(19,273円以内＋1,927円以内)

※ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

第27条　ヒストリック車両に関する証明書類申請料

ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｋ項に定めるヒストリック車両に関する各証明書類の発行申請料は、下記の通りとする。

種　　別	申請料（円）	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
ＦＩＡヒストリック・テクニカルパスポート（ＨＴＰ）	37,600	（ 34,182＋ 3,418）
ＦＩＡヒストリック・レギュラリティーカーパス（ＨＲＣＰ）	12,000	（ 10,909＋ 1,091）

第28条　ＪＡＦ認定電子自動車競技の申請料

電子自動車競技のＪＡＦ認定申請料は、下表の通りとする。

種　　別	申請料（円）	（ 本体価格 ＋消費税(10%)）
１件につき	5,100	（ 4,590＋ 510）

附則　第１条　施行日

本規定は、2022年11月１日より施行する。

注）第26条については、2022年９月１日より施行する。